

いじめ防止基本方針

(2024年4月改定)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されないものである。

西岡南小学校では「よりよい学校」をスローガンに、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めるとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら心豊かに成長できる環境をつくることを旨とし、いじめの防止等のための対策を行っていく。

【いじめとは (いじめの定義)】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等外児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法より)

【具体的ないじめの様態】

- ・冷やかしゃからかい
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされる

(いじめの防止等のための基本方針より)

【学校及び教職員の責務】

全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域及び関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。いじめを認知したときは、その児童を徹底して守り、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努めることとする。

1 いじめの未然防止のための取組

■西岡南小学校は、子どもを主語とする「よりよい学校」…自分が大切にされているという実感へ

本校の学校経営方針では、「よりよい学校」をめざす学校像として掲げ、あらゆる場面で自ら（主体）、みんなのために仲良く（協働）を目標とした教育活動に取り組んでいる。友達と関わり合いながら、子ども自ら人と関わることの喜びや大切さに気づき、関わり合いを通して信頼関係を深め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を得られる機会を設定していくことで他者から自分が認められていること、つまり「自分が集団の中で大切にされていること」を実感し、いたずらに他者を否定することも、攻撃することもなくなり、相手も認めるといった自他を尊重する態度が育成され、個の認め合い、磨き合いの関係が生まれてくるのである。

いじめから子どもたちを守るためには、子どもを取り囲む大人、そして子どもたちが「いじめは絶対に許さない」という思いをもち、いじめを根絶させるべく見逃さないという当事者意識をもっていなければならない。また、大人は「いじめはどの学校、学級にも起こる可能性がある問題」という認識の基、子どもたちの健やかな成長を担う役割と責任を自覚しなければならない。そのような認識を基に、以下のような取組を未然防止のために行っていく。

(1) 自他を尊重する態度の育成

① 学校行事の中で

運動会、遠足、学習発表会などの行事では、学級・学年の仲間と力を合わせて目標に向かっていく活動を大切にしている。振り返りカードなどで、自分の目標に向けて努力できたことを自覚したり、見通しをもって取り組んだりすることで自己肯定感を生み出し、友達の頑張りにも気付かせていく。また、「師匠と弟子の関係」の近い学年での異学年交流生かして思いやりや尊敬の心を育み、子ども同士の心のつながりを構築し、「表現発表会」「児童公開日」は、お互いの頑なりに気付く・認め合う場として設定している。

② 授業の中で

子どもたちが過ごす学校生活の中で一番多くの時間を占めるのは授業時間である。「わかる・できる・楽しい授業」づくりを進めることで、「できそう」「やってみたい」という子どもの意欲を引き出し、考えを友達と共有することで「できた」「学んでよかった」と学びの手応えを実感できることが重要である。全ての子どもが主体的に参加し、学習場面で活躍しながら、子ども同士がつながる授業をすることで、お互いの考えのよさに気付き、認め合いの関係が構築されていくのである。子ども同士がつながるために、「学びのユニバーサルデザイン(どの子も安心して学べる場作り)」の視点も意識して充実を図っていく。

③ 縦割り活動の中で

本校では、1年生から6年生の児童で構成する縦割りグループの活動を年間通して行っている。遊びを通して「みんなが楽しめるために」という他者意識を高め、そのために自分ができることを考えたり、縄跳びに挑戦することで、上の学年が下の学年をいたわり、温かい言動で支えたりと、お互いにグループにいるいろいろな友達への思いやりの心を醸成していく。

④ 友達と一緒に体を動かす中で(健やかな体育成プラン)

本校では外遊びの推奨、縄跳び運動を推進している。運動に親しむ中で、励まし合ったり、教え合ったりする関わりを通して、お互いを認め合い、共に成長していく関係の構築を図っていく。

■ 児童に培う力とその方策

自他を尊重する態度の他に、毎日の学校生活の中で以下のような力を培っていく。

【培う力】

- 相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- 「権利・人権」についての正しい知識と意識
- 助けを求めたり、相談したりできる力
- 周囲の状況を自分のこととして考え対応する力
- ストレスを適切に対処する力
- 児童がいじめのない学校づくりに積極的に取り組む力

【方策】

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- 一人一人が活躍できる集団づくり
- 他者の役に立っていると感じることでできる機会の設定
- 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- 児童委員会によるいじめ防止
 - ・児童主体の活動の実施
 - あいさつ運動や異学年交流、集会等、互いの存在を認め合い、尊重し合える活動の推進
 - ※小中一貫しての活動も推進していく。

(2) 教職員の構え

いじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。アセスメントシート、アンケート調査用紙は、進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立ち、児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。適切な対応と情報有、組織的な対応につなげていくことが重要である。

(2) 早期発見のための措置

- ① 休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行う。
- ② 毎月開催するいじめ防止対策委員会及び、年数回行っているアンケート調査により、情報収集に努める。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや巡回相談員の利用について広く周知し、相談できる体制を整備する。
- ④ 家庭・児童会館・地域と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ⑤ いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会において事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。

(3) いつもと違う子どものサイン

- 理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 特定の児童生徒への冷やかし・からかい
- 学習意欲の低下(成績の低下)
- 持ち物の破損や落書き
- 家庭からの金品の持ち出し
- 打撲やすり傷、服装の乱れ
- 食欲の低下、体の不調
- 表情や情緒、言葉づかい等の変化
- 休み時間や放課後などの一人での行動
- 保健室や職員室への頻回訪問。
- 教職員の不在を確かめるような行動
- グループに教職員が近づくと分散する行動

3 いじめへの対応

(1) 組織としての対応

- 校内で起きた事案の重要性、応じて、適宜「いじめ対策委員会」を収集し、解決を図るものとする。その際は事案に応じて委員会メンバーに加え、その他の教職員を追加招集するものとする。
- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるように、アセスメントシートを活用する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間(3年間)保管する。

■警察との連携

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第23条 第6項 ~いじめに対する措置~】

○該当しうる犯罪

暴行 傷害 強制わいせつ 恐喝 窃盗 器物破損等 強要 脅迫 名誉棄損、侮辱 自殺関与 児童ポルノ提供等

(2) 緊急時の対応

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

(3) インターネット上のいじめ防止

- ICT チームとともに、校内における情報モラル教育を進め、保護者へも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

(4) 重大事態発生時の対応

■重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

(5) 児童及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

■いじめの解消について

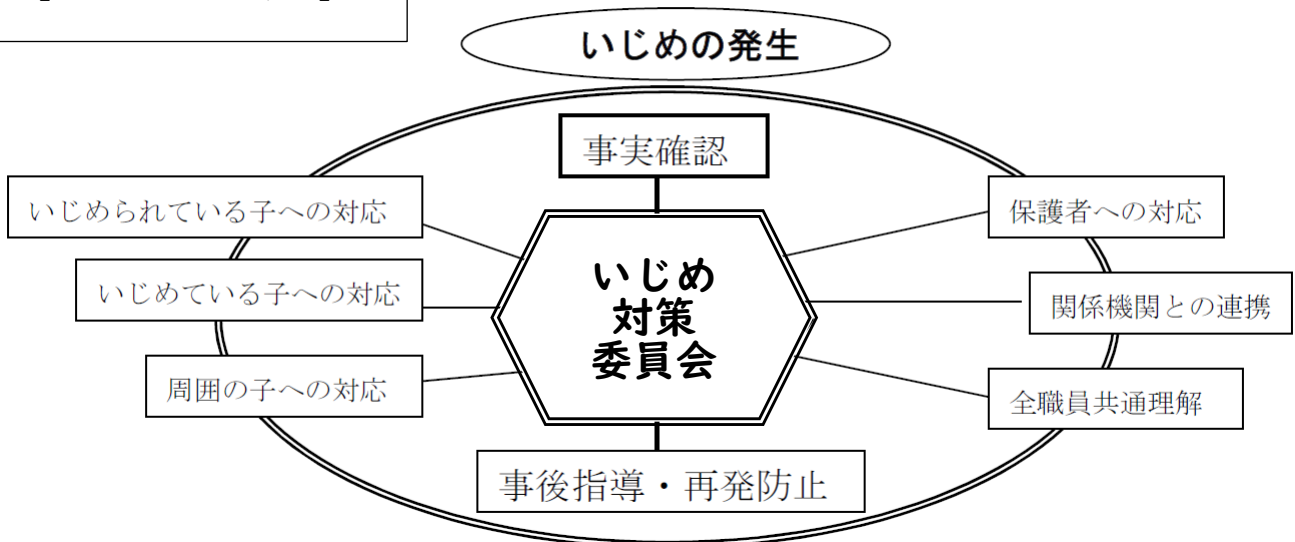
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が病んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただしこの期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。子どもの人格の成長に一番のねらいをもち、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考えで動き、その後の経過も見守り続ける責任がある。

【いじめへの対応】



4 いじめ防止に向けた組織

いじめ防止のための組織＝「いじめ防止対策委員会」の設置

【構成員】 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学年主任
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

- 【役割】
- ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - ③いじめ・問題行動に関する情報の収集と記録
 - ④年間計画の企画と実施、検証と修正
 - ⑤緊急対応、保護者との連携等の対応

■令和8年度 年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

※月に一回、定例の会議として「いじめ対策委員会」を行う。

学期	月	場	内容	対象
1 学期	4 月	職員会議	いじめ重大事案に係る校内研修 学校 HP での周知	教職員
	4 月	定例会議	4 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	5 月	定例会議	5 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	6 月	定例会議	5 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	7 月	各学級	学校独自の「いじめ」アンケート調査・対応（あったか見守り週間）	児童
	7 月	定例会議	アンケートの結果についての検討	いじめ防止対策委員会
	7 月	職員会議	学校独自の「いじめ」アンケート調査結果の共有	教職員
2 学期	9 月	職員会議	悩みやいじめに関するアンケート(市教委)の進め方	教職員
	9 月	定例会議	8,9 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	10 月	各学級	悩みやいじめに関するアンケート調査・対応	児童
	10 月	定例会議	アンケートの結果についての検討 悩みやいじめに関する調査についての情報共有 認知や解消の件数及び個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	11 月	定例会議	悩みやいじめに関するアンケート調査結果の共有 11 月の認知や解消の件数及び個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	12 月	定例会議	12 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	教職員
3 学期	2 月	各学級	学校独自の「いじめ」アンケート調査・対応（あったか見守り週間）	児童
	2 月	定例会議	1,2 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会
	3 月	職員会議	学校独自の「いじめ」アンケート調査結果の共有	教職員
	3 月	学校教育説明会	1 年間の教育活動に関する報告	保護者
	3 月	定例会議	3 月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会